

資料

介護予防・日常生活支援総合事業費
単位数サービスコード表
(令和4年10月施行)

訪問型サービス(独自)サービスコード表	2
通所型サービス(独自)サービスコード表	4
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	7

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ) 事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週1回程度) 1,176単位	※週1回程度の利用を想定する者が4回/月を超える場合	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週1回程度) 39単位		39	1日につき
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ) 事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週2回程度) 2,349単位	※週2回程度の利用を想定する者が8回/月を超える場合	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週2回程度) 77単位		77	1日につき
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ) 事業対象者2・要支援2(週2回を超える程度) 3,727単位	※週2回を超える程度の利用を想定する者が12回/月を超える場合	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	事業対象者2・要支援2(週2回を超える程度) 123単位		123	1日につき
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ) 事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週1回程度) 268単位	※1月の中で全部で4回まで(4回/月を超える場合は「1111(1,176単位)」を使用)	268	1回につき
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ) 事業対象者1・事業対象者2・要支援1・要支援2(週2回程度) 272単位	※1月の中で全部で8回まで(8回/月を超える場合は「1211(2,349単位)」を使用)	272	1回につき
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ) 事業対象者2・要支援2(週2回を超える程度) 287単位	※1月の中で全部で12回まで(12回/月を超える場合は「1321(3,727単位)」を使用)	287	1回につき
A2	6001	訪問型サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の 15%加算	1回につき

四日市市では
使用しません

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5%加算	1回につき
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算 I	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I) 100単位加算	100
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算 II		(2)生活機能向上連携加算(II) 200単位加算	200
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算 I	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) 所定単位数の137/1000 加算	
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II) 所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算 III		(3)介護職員処遇改善加算(III) 所定単位数の55/1000 加算	
A2	6278	訪問型サービス特定処遇改善加算 I	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(I) 所定単位数の63/1000 加算	
A2	6279	訪問型サービス特定処遇改善加算 II		(2)介護職員等特定処遇改善加算(II) 所定単位数の42/1000 加算	
A2	6281	訪問型サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の24/1000 加算	

四日市市では
使用しません

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回を超える場合	1,672単位	1,672	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割			55単位	55	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回を超える場合	3,428単位	3,428	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割			113単位	113	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数		事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで (4回/月を超える場合は「1111(1,672単位)」を使用)	384単位	384	1回につき
A6	1123	通所型サービス2回数		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで (8回/月を超える場合は「1121(3,428単位)」を使用)	395単位	395	
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割	四日市市では 使用しません		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1			事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者1・要支援1	376単位減算
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者2・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型サービス生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240単位加算	240	
A6	6116	通所型サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算	150
A6	5011	通所型サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算	160
A6	5006	通所型サービス複数実施加算 I 1	チ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型サービス複数実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型サービス複数実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型サービス複数実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6011	通所型サービス提供体制加算 I 1	ヌ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者1・要支援1	88単位加算	88
A6	6012	通所型サービス提供体制加算 I 2			事業対象者2・要支援2	176単位加算	176

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A6	6107	通所型サービス提供体制加算Ⅱ1	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者1・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制加算Ⅱ2		事業対象者2・要支援2	144単位加算	144
A6	6103	通所型サービス提供体制加算Ⅲ1	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者1・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制加算Ⅲ2		事業対象者2・要支援2	48単位加算	48
A6	4001	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100単位加算	100
A6	4002	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ1		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A6	4003	通所型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ2		運動器機能向上加算を算定している場合	100単位加算	100
A6	6200	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20単位加算	20
A6	6201	通所型サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5単位加算	5
A6	6311	通所型サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算		40単位加算	40
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算Ⅰ	カ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の59/1000 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の23/1000 加算	
A6	6118	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ヨ 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の12/1000 加算	
A6	6119	通所型サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の10/1000 加算	
A6	6114	通所型サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算	

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回を超える場合	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	8002	通所型サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回を超える場合	3,428単位		2,400	1月につき
A6	8012	通所型サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	395単位		277	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位	
種類	項目							
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回を超える場合	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回を超える場合	3,428単位		2,400	1月につき
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者1・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	384単位		269	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者2・要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	395単位		277	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	事業対象者1・2 要支援1・2 要介護1・2・3・4・5	438単位	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算		300単位	
AF	5001	介護予防ケア委託連携加算	ハ 委託連携加算		300単位	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

[脚注]

1.単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

2.市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。